

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名	( )
-------------	-------------	------------------	-----	-----

各連結法人における試験研究費の額		1	円	平均売上金額	6	円
各連結法人における比較試験研究費の額 (別表六の二(七)「12」)		2		平均売上金額の10%相当額 $(6) \times \frac{10}{100}$	7	
試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額		3		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1) - (7)	8	
試験研究費の個別増加額 (1) - (2)		3		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)	9	
試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(六)「21」 $\times \frac{(3)}{(4)}$ )		5		平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(六)「21」 $\times \frac{(8)}{(9)}$ )	10	
試験研究費の個別増加額の合計額 (各連結法人の(3)の合計)		4		当期控除額の個別帰属額 ((5)の金額又は(10)の金額)	11	

## 別表六の二（六） 附表の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第4項（試験研究費の増加額等に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。